

鴨島第一中学校生徒会本部役員会から 校則改定についての理由説明

○内容の変更を希望する校則

①改正前：短い靴下の場合：くるぶしが見えない程度の長さ

改正後：文章を削除する。

理由：くるぶしを隠す理由として、運動時のけがの防止が背景にあるが、これまでの学校生活から靴下の長さは、足首のけが防止の理由にはならないと判断するため。

②入学式・卒業式・修了式・始業式・終業式(儀式)は靴下を白に統一する。

改正しない

理由：儀式の時はそろえる方がいい。
全員で統一する機会を作ることによって、きまりを守る力がつく。
儀式は年に10回以下しかない。

③ストッキング・タイツ・スパッツの色はベージュまたは黒を原則とする。靴下との間に肌が見えないようにする。(儀式の際はベージュ)

改正しない

理由：見えている人と、見えていない人で統一感がなくなる。

④改正前：夏の制服の肌着は白とする(体操服は可)

改正後：夏の制服の下の肌着は白、紺、黒、灰色、自分の肌に近い色とする。(体操服は可) また、デザインは小さいワンポイントのみとする。ハイネックは認めない。

理由：白だと下着が透けてしまう。

⑤改正前：防寒着は派手でなく通学に適したもの(室内では原則着用しない)

改正後：防寒着は派手でなく通学に適したもの(室内では原則着用しない。)また、教師の許可を得た場合のみ、室内での着用を可とする。

理由：教室内であっても、窓際は寒いから。

⑥改正前：女子の長い髪は束ねる。(高い位置では結ばない。お団子・編み込みはしない。)

改正後：長い髪は束ねる。(ヘルメットが安全にかぶれるよう、高い位置では結ばない。また編み込みはしない。)

理由：「お団子」の文字をなくしたのは、結んだ場合も垂れた髪が邪魔になる場合があるので、低めのお団子は可とするため。

備考：ヘルメットが安全にかぶれる。

→頭を上下左右に強く揺さぶっても、ヘルメットが動かない。

⑦改正前：ヘアゴムの色は原則、黒とする。

改正後：ヘアゴムの色は原則、黒、茶、紺とする。

理由：あるゴムを使えるから(新しく買い足さなくてよい。)

茶、紺も髪になじんで目立たないから

⑧改正前：派手な髪型にしない。(生え際だけを極端に刈り上げた、ツーブロック等)

改正後：派手な髪型にしない。

理由：「ツーブロック」の文字をなくしたのは、近年では一般的な髪型になっているから。また、派手でなく見た目の印象も悪くならないから。さらに、ツーブロックを許可する高校も増えてきているため。

○表記の変更を希望する校則

改正前：

①男子はベルトを使用し、色は黒または茶・紺とする。

②女子の長い髪は束ねる。(高い位置では結ばない。お団子・編み込みはしない。)

改正後：男子・女子の文字をなくす。